

平成28年度 岐阜県主任介護支援専門員更新研修

「よくあるご質問 (Q&A)」について

平成28年6月／岐阜県居宅介護支援事業協議会

Q1. 【対象者について】「開催要項」には、「主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する方」とあるが、3年以内の者は受講可能でしょうか？

- ・ 当面は3年以内でも受講可能とします。主任介護支援専門員の更新時期で最も多いのが平成30年度であり、その時には希望者が殺到することが見込まれます。大切な有効期限が超過（資格失効）しないように、計画的に早めのご受講をお勧めします。

Q2. 【受講課目について】急遽の都合に依りどうしても受講できない（欠席の）課目が生じた場合、次年度以降にその課目を受講すれば修了となりますか？

- ・ 岐阜県では「単一年度内として8日間の体系的な研修効果発揮」による主任介護支援専門員としての確実な資質向上を目的としています。従って「修了」には基本的には単一年度内の全日程受講が必要となっていますので十分にご留意願います。

Q3. 【持ち寄り事例について】現在早めに事例資料を準備しています。7種類の選択で（特定の類型に）希望者が多いとどうなりますか？

- ・ 希望が多いのは「認知症に関する事例」及び「家族への支援の視点が必要な事例」等と想定されています。全グループ均等に7種類の事例資料を要するため調整させて頂くことがありますので、ご希望通りの類型となるためには上記以外の類型を敢えて選択するのも一手段かもしれません。尚7種類何れかの決定（結果）は受講決定通知書にてお知らせします。

早めに準備して確実に更新の機会を「質の向上」に活かしましょう。

➤ その他お問合せは本会事務局へどうぞ。

【電話】 058-322-3155